

令和7年度税制改正見直し事項（**廃止**・縮減）

（経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課）

項目名	DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の廃止	
税目（条文番号）	所得税 租税特別措置法第10条の5の6 法人税 租税特別措置法第42条の12の7	
見直しの内容	産業競争力強化法に基づき主務大臣の認定を受けた、部門・拠点ごとではない全社レベルのDXに向けた計画に沿って、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連設備投資に対して税額控除又は特別償却とする特例措置について、廃止する。	
廃止又は縮減の理由	DX投資促進税制は、先進的なDX事例の普及に一定の役割を果たした。企業・経営者の意識改革やデジタル人材育成を通じて更なるDX推進を進めることから、本税制は適用期限をもって廃止とする。	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （▲8,100百万円の内数） （—百万円）